平成２３年（フ）第３４０号
埼玉県所沢市大字上安松1242番地の２、前住所埼玉県所沢市大字上安松485番地
破産者　小塩喜美枝
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３４３号
埼玉県狭山市柏原166番地の３
破産者　井上　　悟
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３６１号
東京都渋谷区本町４丁目６番１―505号、前住所東京都多摩市和田1718番地の２　新都市わだ弐番館306
破産者　福原奈奈重
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３６７号
埼玉県川越市野田町１丁目12番地78、前住所埼玉県比企郡川島町大字白井沼1051番地６
破産者　杉本　憲司
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４３７号
埼玉県入間市大字上藤沢492番地１　レオパレス渚202
破産者　長澤　順一
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４４０号
埼玉県所沢市中富南３丁目10番地の２　トミーハイツ102
破産者　原　　智男
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４６０号
埼玉県鶴ヶ島市藤金135―１県営鶴ヶ島藤の台団地４―303号室小林百合方、住民票上の住所埼玉県坂戸市大字欠ノ上422番地１
破産者　小林　哲也
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１６０７号
横浜市保土ケ谷区仏向町1369番地１　クレストコクエＡ―103号
破産者　濱崎　典子
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６３０号
横浜市南区南太田３丁目６番16号　ダンディライオンビル301号
破産者　税所　雄作
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６１号
静岡市駿河区西脇971番地の１　共栄マンション403号
破産者　星野　一美
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１７号
静岡市清水区押切1068番地の１　ポートメリー201
破産者　進藤　　博
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２９号
静岡県伊豆市大野2056番地の145
破産者　鈴木　勝司
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
静岡県浜松市中区新津町570番地　リバーＫ＆Ｔ２―201、前住所静岡県浜松市中区中央１丁目８番27―1303号　Ｄグラフォート浜松イーストタウン
破産者　石川　泰三
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
静岡県浜松市北区初生町1219番地の７　ハイタウン初生405号
破産者　荒澤　弘樹
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２２２号
静岡県浜松市浜北区貴布祢1334番地　サンハウス中山101
破産者　齋藤　恵子
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
静岡県浜松市北区三方原町3015番地　十字の園社宅２Ｆ
破産者　松井　利代
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
名古屋市北区若葉通３丁目15番地　アルカディア301号、開始決定時の住所名古屋市北区紅雲町46番地　シティハイツ紅雲202号
破産者　尾関　倫成
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８８０号
名古屋市中区千代田３丁目１番24号　ファミール千代田４―Ｂ号
破産者　竹内　清美
１　決定年月日　平成23年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部